

# 地球温暖化対策条例(仮称)の骨子について (案)

資料

H17.10.27

「番号」欄の下線は10月24日～26日に寄せられた意見 意見交換会:10月14日・17日に開催した検討会と関係団体との意見交換会 ( )内は団体名 説明会:10月18日・19日に開催した条例骨子(案)の地区説明会 ( )内は会場名 県民意見:骨子(案)に寄せられた県民からの意見

項目	骨子(案)	意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)	
		発言の場	番号		
1 条例の背景と目的	<p>石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガスの代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が現実のものとなっています。この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取り組みが進行しています。</p> <p>1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減(1990年比)することを約束しました。しかし、2003年は90年比+8.3%の実績になってしまい、約束を守るには今後14.3%の削減を成しえなければなりません。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。</p> <p>長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2010年度までに6%削減(1990年度比)する目標をたて、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。</p> <p>このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「省エネルギー法」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。</p> <p>この条例は、県民に耐乏生活を求めるものではなく、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。</p>	県民意見	1	<p>科学的根拠を明確にすること:条例制定の背景と目的の項目で最初の6行の解説について、現段階で異常気象の多発(多発かどうかについては科学的な検証が必要)と地球温暖化との因果関係がはっきりせず、両者の関係について研究者より様々な見解が述べられています。異常気象の多発と温暖化との因果関係が曖昧な現状で、「…温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、…現実のものとなっています。」と断定する表現は、科学的な立場からは認められないでしょう。多くの研究者から意見を聞き、直すべきだと思います。ただし、温室効果ガスの削減ということに対しては異論はありません。</p>	<p>石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガスの代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が発生したとされています。この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取り組みが進められています。</p>
		環境審議会	2	<p>(審議会委員)「----温室効果ガス排出量を」の後へ「2050年度に50%削減を見据えて、」を挿入する。</p>	<p>1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減(1990年比)することを約束しました。しかし、2003年は90年比+8.3%の実績になってしまい、約束を守るには今後14.3%の削減を成しえなければなりません。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。</p>
		環境審議会	3	<p>(審議会委員)「----目標をたて、」の後へ「そのためには、2000年に90年比+15.2%の実績を加えた21.2%の削減目標に向けて、」を挿入する。</p>	<p>長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2010年度までに6%削減(1990年度比)する目標をたて、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。</p>
		県民意見	4	<p>化石燃料へ依存している社会の見直しに止まらず、依存を低減させる社会の構築を掲げること。</p>	<p>長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2010年度までに6%削減(1990年度比)する目標をたて、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。</p>
		環境審議会	5	<p>(審議会委員)「----耐乏生活を」を「単なる簡素な生活を」に訂正する。</p>	<p>このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「省エネルギー法」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。</p>
				<p>この条例は、県民に単に簡素な生活を求めるものではなく、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。</p>	

項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
2 各主体の責務	(1) 県 県は、国、市町村、県民、事業者及び地球温暖化対策地域協議会などと協働して、地球温暖化の防止に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する。	説明会(飯田)	6	・ 県とは、建物を指すのか、職員を指すのか、組織を指すのか。分かりにくい。	(修正なし)
		環境審議会	7	・ (審議会委員)「----地域協議会」の後へ「や環境保護団体」を挿入する。(概要の関連箇所を訂正する。)	
		県民意見	8	・ 地域協議会についての記述があるが、現在、地域協議会が設置されていない市町村が多いのではないかと。本条例において、地域協議会の設置の義務付けを明記すべきである。そうしないと、地域協議会との協働が、空文化してしまう。	
	(2) 県民 県民は、日常活動に関し、地球市民としての責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。	説明会(佐久)	9	・ (検討会委員) 24時間営業に関連して、県民の責務に「ライフスタイルの変更に県民も協力する」ということも書けるか検討したい。市民に対して市町村が意向調査をするということも出来れば良いと思う。	(修正なし)
(3) 事業者 事業者は、事業活動に関し、その社会的責任を自覚し、地球温暖化防止のために必要な措置をとるとともに、他の主体が実施する地球温暖化対策に協力する。	説明会(松本)	10	・ 地方分権法から市町村に義務付けをしないという説明があったが、実質的に市町村に義務付けする部分が、骨子(案)概要の一覧表の対象者のところにあるがいかがか。	別添「長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子の県民等による地球温暖化対策」のとおり	
	説明会(飯田)	11	・ 市町村は事業者に入るのか。		
(4) 観光旅行者その他の滞在者 観光旅行者その他の滞在者は、県や市町村、県民及び事業者が実施する地球温暖化対策に協力する。	説明会(飯田)	12	・ 本県が東京で営業のみを県内で行う場合は、事業者に含まれるのか。(県内に営業所がない場合は、事業者には含まない。観光旅行者及び滞在者の範囲に入る。)	(修正なし)	
		県民意見	13		・ 協力を求めるとは、具体的にどのようなことなのか。観光旅行者等に責務を負わせるのは、その告知方法や義務内容も含め、相当の工夫が必要である。また、義務付けするのであれば、それなりの強制力を持つもの(罰則等)を設定しなければ難しいと思う。
3 地球温暖化対策推進計画の策定等	a 県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を定め、公表する。	県民意見	14	・ 当面は、2003年4月に策定された「長野県地球温暖化防止県民計画」(以下「県民計画」とする。)を、「地球温暖化対策に関する計画」(以下「計画」とする。)とみなすとあるが、「県民計画」を早期に改正し、条例の内容や「計画」の位置付けを踏まえ(「県民計画」は条例を作る前段階の方針であったはず)、不足項目(財政上の措置等)の追加及び具体的対策の追記等を行うこと。	(修正なし)
	15		・ 「地球温暖化対策に関する計画」に関して計画の中に盛り込まねばならない事項「削減数値」、「削減のための施策」等について定めておく必要があるのではなかろうか。		
	b 県は、必要に応じ、温室効果ガスの排出を抑制するための指針(ガイドライン)を策定し、公表する。	説明会(長野)	16	・ 県民計画を1歩進める条例にされたい。骨子(案)は、環境教育の視点(教員のレベルアップなど)が弱いので強化されたい。中小事業者の意識の向上も必要だ。どういう場合顕彰するのか(基準)がよくわからない。必要に応じ指針の作成とあるが、指針はすべて必要なので「必要に応じ」はいらぬのではないかと。(「必要に応じ」とするとすべての指針が作成されるまで条例が動かなくなる。動かせる部分から実施するため「必要に応じ」をつけた。)	(修正なし)
c 県は、県が地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、それらの概要を公表する。	県民意見	17	・ 条例が対象とする温暖化効果ガスの範囲を明確にすること。	(修正なし)	
		18	・ 県民や事業者が各対策を効果的に実施する目標や目安とするために、目標値や基準(ガイドライン)を設け早期に公表すること。事業者、県民の良心に期待するだけでは現状は変わらない。		
4 県の地球温暖化対策	a 県は、自らの事務・事業において率先して地球温暖化対策を実施する。	県民意見	19	・ 概要を公表するのではなく、詳細を公表すべきである。なぜ概要なのか。概要では、課題がわからない。	(修正なし)
			20	・ 施策の実施状況を公表する場合、どれくらい温暖化効果ガスが削減されたのか、その数値を示し、全体量についても削減値を公表していく。	
			21	・ 施策の実施状況及びその評価の公表については、計画や指針の項目毎に実施すること。	
			22	・ 評価の結果を対策にフィードバックすることを明記すること。また、「8 条例の見直し」については、評価の結果を踏まえて行うこと。	



項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
4 県の地球温暖化対策	b エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者(県)は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (1)事業活動に係る対策 b)	県民意見	23	・「再生可能エネルギー」の範囲について慎重に見直し、RPS法の対象となっているゴミ発電等を追加する必要があるかどうかを検討すること。	(修正なし)
	c 一定要件以上の事業者は、定期的に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[努力義務] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (2)交通・自動車利用に係る対策)				(修正なし)
	d 一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (2)交通・自動車利用に係る対策 b)	県民意見	24	・対象となる事業者と報告の内容を明確にする必要がある。(運輸等、自動車を使った事業を行うものを対象とするのか、それとも自動車(乗用車)を使う事業者全てを対象とするのか。)また、小売業等について、取引先が納品する際に使用される車輜についても含めるのか。事業を行うことに付随して発生するものと定義した場合、実績が重複される可能性がある。報告と削減計画については、事業を拡大する中では、必然的に総量が増える可能性もあるので、原单位的な発想を持つことが必要である。	(修正なし)
	e 一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、温暖化対策(断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画書等を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (4)建築物に係る対策 b)				(修正なし)
	f 県は、率先して再生可能エネルギーを導入・活用する。[努力義務] (再掲:5 分野別の地球温暖化対策 (5)再生可能エネルギー利用に係る対策 b)				(修正なし)
	g 県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる。	説明会(松本) 説明会(長野) 県民意見	25 26 27 28	25・「県の財政上の措置」の対象は、文面から県の計画に対するものと取れるが、それ以外は財政上の措置の対象にならないのか。(県だけではなく、事業者・市町村も対象となる。) 26・「県は、財政措置を講じる。」とあるが具体的に何をするのか分からない。(条例は、自治体の決まりを示すものであり、温暖化対策の規制等を定めるものである。その枠組み(条例)を作った後、具体的な予算措置、体制、計画などを作っていく) 27・県民が太陽光発電等再生可能エネルギーを利用している場合に、税制面で優遇する措置(例えば住民税の軽減など)をとれば、設置者が増加すると考えられます。これらの設備の設置費用は高額で、割に合わないのが現状ではないでしょうか。 28・お客さまによるCO2排出削減対策としてのエコキュート(自然冷媒ヒートポンプ電気給湯器)やヒートポンプ空調機等、高効率機器導入への助成措置についてもご検討をお願いします。 <理由> 最新のエコキュートは、従来型燃焼式給湯器に比べ、CO2排出量を約60%削減できます。また、京都議定書目標達成計画では、具体的なCO2削減計画として、2010年までにエコキュート約520万台、高効率空調機約12,000台の普及を目標としています。	県は、地球温暖化対策を県民等と協働して総合的かつ計画的に推進するとともに、これに必要な財政上の措置を講じる。
	h 県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う。	意見交換会(バス協会) 県民意見	29 30 31	29・骨子(案)では税制・助成の研究と言っているが具体的にどうしているのか。 30・「県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う」について、「7 実効性の確保」にも明記すること。 31・「県民計画」の中にはその実施の過程(設備投資、輸送、使用、廃棄)で環境負荷を与えるものもあるため、施策毎に効果を定量化できる評価基準(ライフサイクルアセスメント)を確立するために調査・研究を行う旨盛り込むこと。	(修正なし)

項目	骨子(案)		意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)	
	発言の場	番号				
4 県の地球温暖化対策	i	県は、市町村、県民、事業者、観光旅行者その他滞在者が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供する。	意見交換会(ガス協会)	32	・ 県に未利用エネルギーの導入に関する相談窓口を設置してほしい。ガス事業者も支援している実績があるので、ぜひ照会してほしい。	(修正なし)
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業者	a	意見交換会(ガス協会)	33	・ 天然ガスを普及促進するためには、地方自治体による大気汚染防止法のSOx(硫黄酸化物)およびNOx(窒素酸化物)上乘せ基準の制定や、ISO14001の取得奨励といった事業者の環境活動にドライブをかける対策が有効であることから、これらの措置を検討してほしい。	(修正なし)
				34	・ CO2排出量を抑制する効果の高い高効率機器・システムも省エネ機器として推奨してほしい。また、家庭用コージェネレーションシステム(エコウィル、燃料電池)を、省エネ機器の切り札として推奨すべきではないか。	
			環境審議会	35	・ (審議会委員)「努力目標」を「義務付け」とする。	
b	事業者	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く)	意見交換会(中小企業団体中央会)	36	・ 対象が非常に幅広いというのが感想。中小の企業は以前から省エネルギー等に取り組んでおり、自覚していると思う。アンケート調査まではできなかったが、主だった企業にはヒアリングを行った。業種によってバラつきがあり、組織としてどう対応するかという問題がある。	(修正なし)
				37	・ 企業によっては、ISO14001、エコアクション等に取り組んでいるところもあるが、景気に左右される企業も多いことから、義務化された場合に、景気回復に乗ることができるのは対応できるが、そうでないところは事務的な能力が伴わない。書類を作成し提出するために外部にお願いしないと対応できないところはコストアップにつながる。	
				38	・ その考え方はいいが、ヒアリングしたある企業の意見では、ソーラー発電を取り入れたがその電力が社内の需要の一部に使っているのみということもあり、高い意識と経営との板ばさみになっている企業経営者もいる。	
b	事業者	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く)	説明会(長野)	39	・ 5～6人ぐらいの従業員しかいなくても燃料を多く使う事業所があるため、基準を単純に人数で区切られたら困る。業種による基準の設定はできないのか?	(修正なし)
				40	・ 国の基準より県の基準を厳しくするのは、理解が得られないのではないかと? 平等性を欠かないようにお願いしたい。	
				41	・ 積極的に協力していきたい。中小企業の経営者もどう取り入れていくか、勉強会を開いていきたい。	
b	事業者	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く)	県民意見	42	・ 報告書は、市町村経由で提出するのか、県へ直接提出するのか。(県現地機関へ提出を考えている。)	「3 地球温暖化対策推進計画の策定等」の欄外に 「温室効果ガス」とは次に掲げるものをいいます。 ・ 二酸化炭素 ・ メタン ・ 一酸化二窒素(亜酸化窒素) ・ ハイドロフルオロカーボンの一部 ・ パーフルオロカーボンの一部 ・ 六ふっ化硫黄  を加える。
				43	・ (中小企業には)エコアクション21をうまく活用し報告のきっかけをつくれぬか。	
				44	・ 一定規模以上の事業者に対して実績と計画の提出を求めていることになっていますが、当事業所では「エネルギー使用の合理化に関する法律」による指定事業所となっており、実績および中長期的計画を経済産業省へ提出しております。条例骨子案は既に施行されている法律に基づく報告や計画に重複する報告等を県に対して提出を求める規定となっております。したがって事業者が条例によってこのような報告を求めることは不必要な義務を課することになるので、上記指定事業所は適用除外とするべきです。報告内容が必要ならば経済産業省へお問い合わせいただければ済むことです。 また、当事業所のような下水道業では、生物処理から必然的に発生する温室効果ガスである亜酸化窒素発生源として問題になっていますが、条例骨子案では亜酸化窒素対策について全く言及されておりません。運転操作上の対策として亜酸化窒素の発生を減少させる方策を考慮しながら事業を進めておりますが、エネルギー使用の合理化(炭酸ガス削減)のみに偏した条例骨子案は地球温暖化防止対策として極めて不十分なものであり、温室効果ガス削減を総合的に考慮した条例とするよう要望します。	
b	事業者	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く)	県民意見	45	・ 一定規模以上の事業者とあるが、小売チェーンにおけるフランチャイズ(FC)店舗は個々に一事業者と、とみなし、対応するという意味に捉えて良いのか。これが正しければ恐らく一定規模以上の事業者には該当しないと思われる。 このところ、直営・FCを含めてその小売チェーンを一事業者として見なし、一定規模以上のエネルギー使用の事業者と定義する考え方があり、直営の場合はその定義に当てはめられるが、上記の様にFCはそれ自体が一事業者であり、その定義には該当しないと考えられる。もし、直営及びFCを含めて考えるのであればその定義と範囲を明確にする必要があると考える。 FCビジネスの場合は、各店舗はそれぞれが事業者であるため、一定規模の事業者を定義する場合は、FC本部が直接経営しているものを指すのかFC店も含めたものとするのか、明確にする必要がある。	

項 目	骨 子 (案)		意 見 等		骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
			発言の場	番号	
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	事業者 b  (前ページからの続き)  エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]	県民意見	46 ・一定規模以上の事業者には各種報告が義務付けられているが、同様の対策を求められるケースが他自治体で発生している。長野県の場合その点を統一的に処理するメカニズムを検討されているのか。されていないのであれば検討をお願いしたい。 この問題は報告書の提出に止まらず、各行政機関からの指導内容に格差があった場合に事業者の対応に混乱を来す可能性もある。ひとつの課題(地球温暖化対策)において一事業者が対策を実行するのにあたり、その報告義務及び指導等が異なる複数の行政機関から出されることは極めて非効率な負担を事業者に与える恐れがあると考える。	(前ページからの続き)
				47 ・FC本部トータルを対象とした場合に、チェーンに加盟する長野県内全店舗の数値を全て積み上げるといのは、そのコストも含めて難しいと考える。(例えば、代表的な店舗やいくつかの店舗の数値を報告するなら可能である。)	
				48 ・一定規模以上、一定要件以上等ははっきりしていない点が多いので、具体例をあげていただきたい。またその一定規模以上、一定要件以上等の理由について明確にしていきたい。	
			意見交換会(ガス協会)	49 ・火力発電の二酸化炭素排出係数(マージナル係数)を使用すべきではないか。	
			県民意見	50 ・温室効果ガスの排出状況報告・実績報告書の作成にあたり、電気の使用に伴うCO2排出量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に定められている一般電気事業者から供給を受ける場合の排出係数(全電源(火力、水力、原子力等)平均)を使用することをガイドライン等に定めていただければ幸いです。 また、電力会社から供給を受ける場合、削減計画書、実績報告書の作成にあたり、電気の使用量の削減に伴うCO2削減量の算定にあたっては、温対法に定められている上記排出係数を使用すべきであり、ガイドライン等に定めていただければ幸いです。 <理由> 電気使用量削減によるCO2削減効果を評価するにあたっては、火力電源のCO2排出係数を使用する考え方がありますが、削減効果が過大に評価される懸念があります。	
	ア 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。 24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者	a  全ての24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策を推進する。[努力義務]	説明会(松本)	51 ・24時間営業については問題が一人歩きしているような感じがする。ここへ来て一律に規制するのではないことが分かった。骨子(案)の表現だけでは分からないのではないかと。広くコンセンサスを得るには、広く県民にPRする必要がある。	(修正なし)
説明会(飯田)			52 ・24時間営業には、24時間稼働の工場も入るのか。 53 ・火力・水力発電所も24時間稼働しているが、24時間営業に入れていいのではないかと。		
説明会(佐久)			54 ・自販機をどうしたらいいのかという話は以前からあるが、結局増加している。こういうものにこそ太陽光発電を取り付けるべきではないかと。 55 ・焼却施設の24時間稼働についても考える必要があるのではないかと。		
県民意見			56 ・地球温暖化に加えて犯罪防止のためにも、24時間営業はとりやめてほしい。夜間徘徊する子供達は、寄り付くところがあるから出歩く。 スーパーであっても、本当に夜間の買物が必要であるか?また、営業しても、人件費や光熱水費等を勘案すると、どれ程の利益が生まれるか? それより「昼間活動して夜は休む」という健全な生活様式に立ち返るべきと考える。 57 ・ライバルとして競うだけではなく他業界との連携によってガス排出削減を(例えば、コンビニとスーパー、コンビニと自販機業界等)		
意見交換会(中小企業団体中央会)			58 ・ヒアリングした企業経営者からは、コンビニにエンスストアは限りなくエネルギーを消費しているという意見があった。ただ、元の商売がうまくいなくなって大手のFCに入っているという、実際には零細な事業者も含まれていれば、大手がそのまま入ってきているところもある。条例でやってもらいたい。 59 ・一方、ヒアリングした企業経営者からは、公共施設の街路灯が必要もないのに一晩中ついているのはどうなのかという意見があった。街路灯がよくて、コンビニはだめというのはいかかなものか。県に再考を望む。		
			b  エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く )		(修正なし)



項 目	骨 子 (案)	発言の場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
5 分野別の地球温暖化対策 (1) 事業活動に係る対策	ア 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。 24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者	b (前ページからの続き) エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (次ページに続く )	意見交換会 (清涼飲料工業会他)	60・「一定規模以上」は、どのくらいか。 61・条例の一定規模や計画書の内容は、省エネ法等の法律などを参考に今後検討していくような感じなのか。 62・自販機のみをなぜ対象とするのか。対象とした場合、その結果が県や国の動きと整合しているかどうか説明されたい。 63・削減目標は条例で示す場合は、業界に相談されたい。 64・コンビニの進出やいたずらの多発により今後は暗がりの自販機は少なくなるかもしれない。 65・業界は1991年比で電力使用量を半減し、今後も取り組んでいくので自主性に任されたい。 66・自販機の利便性と省エネ性を考えると台数の削減ではなく、総エネルギーで考えてほしい。 67・(検討会委員) 条例の地域協定についての意見はあるか。(協定の中身次第である。)	(前ページからの続き)
			意見交換会 (フランチャイズ協会)	68・24時間営業のメリットは、セーフティステーション活動による社会的貢献、製造から販売までの雇用、災害時の情報提供等がある。デメリットは、CO2排出、配送のトラック使用などの環境負荷が挙げられる。しかし、24時間をやめてもCO2排出は照明エアコンぐらいの分が減るだけで冷蔵などは減らない。配送も日中に行えば、渋滞などで環境負荷が増える。 69・(検討会委員)条例の自主計画・公表についてはどう考えるか。(各会社では環境報告を公表し、フォローアップミーティングを行うなど活動を行っている。これらを自主計画に載せ、公表することに問題はない。)	
			県民意見	70・「24時間営業を行う事業者又は…」とあるが、コンビニエンスストアを明らかに対象とした義務付けは疑念である。 71・P2の「1 条例制定の背景と目的」の文中12行目(「環境と経済の両立」)及び28行目(県民に耐乏生活を求めるものではなく)に立ち返り条例策定の前提とすべきである。必ずしも24時間営業を中止又は営業抑制することが即CO2削減につながるという短絡的な条例には反対である。経済ありきで省エネ技術の積極的導入等の促進を図るべきである。長野県においても共働き家族もあり、雇用の促進、地域の安全安心としての拠点、緊急災害時のインフラ等相当重要な役割を果たしている事業者に対して当項目は見直すべきであると考え。 72・24時間営業や自販機設置等の営業活動は既に消費者に幅広く認知され、消費者も利便性を享受しており必要不可欠のサービスである。事業者(店舗)としても時短や自販機の撤去等は営業活動を著しく損なうものであり、それらの義務付けは困難である。	
			意見交換会 (チェーンストア協会)	73・協会加盟店は、全国で94社、8576店舗、従業員約44万人である。長野県内は、234店舗ある。 74・条例の削減計画等は、各社作成の環境報告書から作成できるようにされたい。 75・少人数で県内分のみをマネジメントすることは困難である。 76・県内61店舗の西友のうち24時間営業は48店舗ある。午後10時～午前10時までの売り上げ効果は平均で14%ほどの増加があった。48店舗中損益は1店舗のみであった。 77・(検討会委員) 時間別集客数はどうか。(午後10時～午前零時と午前7時～午前10時が高い。) 78・(検討会委員) 数値を算出する際には、データを提出できるか。(協力する。) 79・24時間営業が温暖化に大きな影響を与えているとすれば、一定規模以上の事業者ではなくすべてに義務づけるべきではないか。	
			説明会 (松本)	80・24時間営業する必要があるのだろうか、と思う。24時間営業と自動販売機は県の特徴として条例で推進してもらいたい。 81・24時間営業については、いろいろな生活パターンの人がいることから、一律的な規制はいいかと思う。	
			説明会 (佐久)	82・佐久の町は必要以上に明るい。不要な明かりがほとんどなのではないか。24時間営業も、病院や福祉施設を優先してたには厳しくするべきではないか。これをしないと将来が無いというぐらい言うべき。事業者の提出する報告書に県では目標値を定めないとのことだが、定めないと効果が分からない。 83・24時間営業について、事業者に時間を短くするのか、エネルギー消費を抑えるかを選択させる方法もあるのではないかと。そこで削減されたエネルギーが病院等必要なところへ行き渡るようにすべき。 84・一般家庭でこまごまと節約するよりは、コンビニの営業時間を減らして削減する方が効果があるのではないかと。	

項 目		骨 子 (案)		意 見 等		骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)	
				発言の場	番号		
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者	イ 地域の特性を活かした協定を締結します。	ア 温室効果ガスの排出量を把握し、排出を抑制します。 b	<p>(前ページからの続き) エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業を行う事業者又は自動販売機を設置する事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]</p> <p>市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者が協定を締結する。 その場合には県が公表する。 (次ページに続く )</p>	<p>説明会(長野)</p> <p>85・24時間協定締結は県でいいのではないかと。自販機は届出をしてもらい現状を把握する必要がある。</p> <p>86・24時間は青少年育成と併せて進めてほしい。自販機(屋外)の規制が必要だ。公共交通機関利用の促進が重要だが、努力義務では効果がないと思う。</p>	(前ページからの続き)
						<p>県民意見</p> <p>87・ unnecessary 夜間照明を規制すること:夜間営業に関係して、深夜の屋外照明は「光害」の原因になっています。天の川の見える星空を取り戻すことと、必要のない照明をなくすことで省エネルギーが達成出来れば一石二鳥だと考えます。</p>	
						<p>意見交換会(フランチャイズ協会)</p> <p>88・(検討会委員)地域協定については、どう考えるか。(出店等については、環境、経営、社会貢献を考えながら行っている。協定の中身が分からないが協定以前に経営が成り立たないところには出店していないのでそういう考えは持っていない。)</p>	
						<p>県民意見</p> <p>89・「市町村の申し出を受けて県が地域指定し…」とあるが、“地域の特性を活かす”ということについては、その特性と実施する目的が何かを明確にしたい。 協定の締結については、これから事業を始める所を対象とするのか、現在事業を行っている所も含めるのか明確にする必要があるが、既存の事業者の営業を規制するような内容となった場合には、問題が発生する可能性も予想しておく必要がある。(雇用の維持や営業規制による損失等) 仮に、CVSの深夜営業を規制する内容となった場合、その目的が“CO2削減”ということであれば、効果は少ないと考える。(要冷機器は稼働しているので、削減は照明部分に限定されるため)</p> <p>90・CVSは24時間営業を基本条件として、加盟店と契約を結び運営しており、自治体の一方的地域指定で協定の締結はいかがなものか。また、24時間営業の短縮以外の協定例はどのように考えているのか。</p>	
						<p>意見交換会(チェーンストア協会)</p> <p>91・24時間営業を見直す協定については、24時間営業を削減する取組みでどの程度の効果があるかを事前に調べてもらいたい。(データ提出には協力する。)</p>	
						<p>説明会(松本)</p> <p>92・市は、スーパーが24時間営業に営業を延長する際には、大店法では騒音に関するところぐらいいいか何か言うことはできない。24時間営業店舗を夜に利用する人は車を使うので、松本市が規制しても周辺の市町村で営業していれば行ってしまうので市町村単位で規制してもざるになってしまう。消費者問題協議会でスーパーに24時間営業について聞いたところ、ライバルがやっている以上はうちもやらざるを得ないとのことだった。24時間営業の店舗は、営業時間中に掃除をして商品を売ったり食品を提供しているなど、公衆衛生の観点からも問題がある。こういった、いろいろな切り口でやらないと24時間営業の規制については理解が得られないのではないかと。24時間営業の規制に関する協定については、営業権のこともあり、憲法論争になる可能性もあることなので、市町村では対応できない。県全体のこととしてやってもらいたい。</p> <p>93・市町村という狭い範囲で、24時間営業の協定を締結することに効果があるのか。やるのであれば、県が広域的な範囲で調整する必要があるのではないかと。</p> <p>94・既に景観協定や公害防止協定などに、24時間営業の規制に関する項目を含んだ協定が締結されている場合、その取り扱いはどうなるのか。(法律の裏付けがある協定であれば、こちらは当事者の合意に基づく協定なので、法律に基づく協定が優先する。)</p>	
						<p>説明会(飯田)</p> <p>95・締結主体が市町村と言うことは、市町村に義務を負わせることになる。地方分権の立場から市町村単独の義務は負わせないという説明と食い違う。</p> <p>96・市町村に係る部分は市町村が条例などを策定し規制していけばいい。市町村レベルでは取組みきれない広域的な取組みを行う条例を歓迎する。24時間営業やアイドリングストップ運動など県内どこにいても平等な規制が行われるような条例にされたい。また、条例をつくることも大切だが、それ以上に広く意見を聞く場を設けたりPRしたりし、みんなで作ったというプロセスが大事だ。</p>	
						<p>県は、24時間営業又は自動販売機に関して市町村又は事業者から申し出を受けた場合は、関係者との調整を行い、地域(県・市町村・地区)が事業者と協定を締結する。 その場合は県は公表する。</p>	
						<p>欄外に 「協定の内容は、たとえば、『協定の区域』、『営業時間』、『自動販売機の設置台数・設置場所』など」 を加える。</p>	

項 目	骨 子 (案)	発 言 の 場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
		発言の場	番号		
5 分野別の地球温暖化対策  (1) 事業活動に係る対策	イ 地域の特性を活かした協定を締結します。  (前ページからの続き)  市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と24時間営業を行う事業者又は、自動販売機を設置する事業者が協定を締結する。 その場合には県が公表する。	説明会 (長野)	97	<p>・24時間営業の協定はこの文章では、市町村が努力し、県はいいとこどりのイメージがある。表現を変えてほしい。</p> <p>98</p> <p>・24時間規制は必要だ。しかし、営業時間削減による効果はあまり期待できない。そこで青少年の健全育成という観点を取り入れたらやりやすくないか。</p> <p>99</p> <p>・24時間協定締結は県でいいのではないか。自販機は届出をしてもらい現状を把握する必要がある。</p>	(前ページからの続き)
			県民意見		
エネルギー供給事	a 全てのエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギーの導入を推進する。[努力義務]	県民意見	108	<p>・地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出削減に対しては、排出原因を大別すると発電用エネルギー作成の燃料・自動車、船、飛行機等の燃料消費、暖冷房照明等のための燃料(電気エネルギー使用)等に分別することができます。特に発電エネルギー燃料消費は多量なものがあります。近年CO2を排出しない新エネルギーと呼ばれるものが脚光をあびて来ています。たとえば風力発電の様な大規模な土地及び区域、面積が必要となる場合、国有地、県有地、市町村有林地等保安林指定箇所等がある場合、開発手続きが非常に難しいと聞くと、県が率先してCO2を排出しないクリーンエネルギー開発に対し基金援助、土地使用許可の簡素化等、条例の見直しも含めエネルギー供給事業者に対する[努力義務]とするまえに導入にあたっては、県としては、どの位の支援、体制強化が出来るのか、その内容を骨子に掲げて推進するとしてほしい。</p>	(修正なし)



項 目	骨 子 (案)	発言の場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)		
		番号					
5 分野別の地球温暖化対策	(1) 事業活動に係る対策	エネルギー供給事業者	b	一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書(エネルギー源の種類が分かるもの)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]  (次ページに続く )	意見交換会 (LPガス協会)	109 ・ ガスだけではなく、電力も含めて効率の良いもの(ベストミックス)を進めることによりCO2の削減を図ることができると考えている。 110 ・ LPガスは液化石油ガス法で規格が決められており、例えばバイオマス等の再生可能エネルギーを混ぜて売るのは難しい。県内の販売事業者は元売りが製造したガスを販売しているだけである。 111 ・ LPガスの事業者は従業員5人以下が73%で、ほとんどが年間売上高1億円以下の中小零細であり、義務付けられても事務処理などの対応が難しい。	(修正なし)
					意見交換会 (中部電力)	112 ・ 再生可能エネルギーの導入目標については、国の施策を尊重し、県独自の義務量を関係団体へ課すことがないようにされたい。また、内訳を長野県産のエネルギーに限定されると全国規模の自然エネルギー利用を可とするRPS法との整合性が取れなくなる。 113 ・ 国のRPS法の義務づけが厳しく、県によるそれ以上の義務づけは実現不可能である。 114 ・ 理由は、出力不安定な自然エネルギー-に対応する技術的なものとそれにかかる費用的なものが理由だ。 115 ・ エネルギー源の種類・内訳が分かるような再生可能エネルギーの導入計画書および実績報告書の提出・公表はやめられたい。ついては、骨子(案)に記載されている「(エネルギー源の種類が分かるもの)」の部分を削除されたい。 116 ・ 理由は、中電は、中部5県が事業活動範囲であり、全体としての自然エネルギー量は把握できても、長野県内のみでの導入量の把握は困難である。また、内訳を公表するとRPSクレジットの購入の際に相手に内容を教えることになり高価な購入を強いられるなど不利になる可能性があるからだ。 117 ・ 現在は、法律が経過措置で目標値を低く抑えていること、バンキング制度で余裕があることからRPSクレジットの実績はないが、将来的にはRPSクレジットでの購入が必要になる。 118 ・ (検討会委員)東電では、種類、内訳を公表しているがその姿勢をどう思うか。(他企業についてのコメントは控える。) 119 ・ (検討会委員)企業活動に支障をきたすことが条例の目的ではない。エネルギー転換をみんなで図っていくことが必要であることを理解されたい。企業としてここまでよい、これはだめだと示してほしい。(すべてがだめと言っているわけではない。法律の範囲内ならば協力したい。)	
					県民意見	120 ・ 導入計画書、実績報告書に関する記載内容、および公表内容等の詳細検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務付け関係団体との間で十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。また、検討会および審議会においては、当社をはじめとする義務付け関係団体の意見も踏まえた上で、ご審議いただけるようお願いいたします。 121 ・ 再生可能エネルギーの導入目標量については、国の施策を尊重していただき、長野県独自の義務量を関係団体へ課すことのないようご配慮願います。 <理由> 国の施策であるRPS法に加え、RPS法で課せられた利用目標量よりも厳しい利用目標量の遵守を義務付けるという地域に限った規制を課すことは、「二重規制」であり、全国規模での市場メカニズムを活用したエネルギー政策との整合性がないと考えます。 122 ・ 再生可能エネルギーの定義は、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、地熱、雪氷熱、マイクロ水力とされていますが、廃棄物発電等のリサイクル型エネルギーやマイクロ水力以外の水力発電も含めていただけるようお願いいたします。 <理由> 条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、廃棄物発電やマイクロ水力以外の水力発電も有効な施策と考えます。 123 ・ 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関し、エネルギー源の種類が分かるものの記載については、企業経営およびお客さまに影響を与えるおそれがあることからご容赦いただき、一括とさせていただけるようお願いいたします。 <理由> RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するにあたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在していることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほか、全国規模で新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット)の売買することを認めるなど、全国規模での市場メカニズムを活用しようというものです。このような市場メカニズムを活用したRPS法のもとで、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など経済合理的な利用目標量の達成が阻害されるおそれがあります。また、RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量までは定められておらず、事業者に電源選択の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネルギーの導入を進めることとなっています。言い換えれば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないものと考えられます。	

項目	骨子(案)	意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)	
		発言の場	番号		
5 分野別の地球温暖化対策 (1) 事業活動に係る対策 エネルギー供給事業者	b (前ページからの続き) 一定規模以上のエネルギー供給事業者は、定期的に再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書(エネルギー源の種類が分かるもの)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]	県民意見	124	・導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。 <理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。	(前ページからの続き)
			125	・導入計画書の目標年度は、年度ごとではなく、当社が置いている目標年度とさせていただけるようお願いいたします。 <理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではないことから、当社が置いている目標年度とさせていただきたいと考えます。	
		意見交換会(ガス協会)	126	・バイオマス等の再生可能エネルギーのガスを都市ガスに加えることは、成分規定をクリアすることができないので困難であり、また、再生可能エネルギーの受入地点の増加による保安上のリスクの増加、各再生可能エネルギーの供給者が付臭を行う必要性、少ない量のために長い導管を敷設することの経済合理性の観点からも困難で、実現性が薄いと云々を得ない。 都市ガスの有する事業スタビライザー効果を活用し、再生可能エネルギーの製造地点近傍で都市ガス(天然ガス)と混合して利用する方法は極めて有効ゆえ、ぜひ普及させるべきではないか。	
			127	・(検討会委員)業界にはガスの販売だけではなく、再生可能エネルギー(木質ペレット等)の販売を考えてほしい。	
			128	・下水処理場でのバイオガスの発生があるが、不安定なのでこれに都市ガスを混合してそこで利用するという方法もあるので、目指していきたい。	
		説明会(松本)	129	・「複数の建物間のエネルギー融通」、あるいは「複数の施設への効率的なエネルギー供給」などのエネルギーの効率的利用を促進するので、これらの普及に対し支援してほしい。	
			130	・報告書について公表するというのが引っ掛かる。経済産業省においては、公開は積極的にしていないが第三者から公開を求められたときは、当社に公開の可否について確認が来る。このような方法が取れないのか。	
		県民意見	131	・条例では、RPS法のように、再生可能エネルギーの導入目標が決められるのか。(目標を決めるわけではないが、何もせずそれによしとするのか、努力するのは事業者の考え方である。)	
			132	・エネルギー供給事業者のうち電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者は経済産業省所管事業所であるので、県で報告をそれぞれの事業者に求める必要はなく主務官庁に問い合わせれば済む内容です。 また、当事業所では燃料の重油は直江津のオイルターミナルから、薬品類は新潟県、群馬県、愛知県、茨城県などの製造事業所から直接供給をうけており、物流過程を考えれば長野県という限られた区域での報告を求めても意味がありません。広域的に物品の流通が行われる現況では県内の供給事業者側に報告義務を課しても実態把握にはならず温室効果ガスの削減対策にはなりません。	
		(2) 交通・自動車利用に係る対策 への自動車転から公共交通機関等	県民等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。[努力義務] (次ページに続く)	意見交換会(環境保全協会)	
134	・お金は、直接本人に利益が分かるように(本人が行った行為の代償として本人が自覚できるよう)支払われるから効果がある。間に行政が入り何かやっても(本人が自覚できないので)効果は薄い。通勤手当を整備に充当するより特別自動車税や環境税のような税を徴収するほうがいい。				
135	・公共交通を整備すればマイカーが減るとするのは流れが逆。マイカーが浸透してきて利用しなくなったから公共交通は路線撤退などを余儀なくされ不便になった。利用価値が高いマイカーを公共交通の整備で削減するには、マイカーを禁止しない限り駄目だと思う。				
意見交換会(バス協会)	136			・マイカーからバスへの利用転換があって初めてCO2の削減が実現する。公共交通機関への利用促進が努力義務なのであれば、バス事業者も努力義務であるべきではないか。	
	137	・1人乗りのマイカー通勤を規制しようとしても、長野県だけやるのは難しい。国へそういうことを全国でやるように要望してほしい。			



項 目	骨 子 (案)	発言の場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策 自動車から公共交通機関等への利用転換を図ります。	(前ページからの続き) 県民等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を行う。[努力義務]	意見交換会 (タクシー協会)	138	・燃料の主体は、山間地はディーゼルだが、LPGの充てん施設がある都市部ではLPGが主体である。ガソリンを使っているところはほとんどない。ジャンボタクシーは関東方面に向かうのでガソリン車になっている。	(前ページからの続き)
			139	・タクシー使用のディーゼル車をメーカーが作らなくなってきているので、今後はガソリン車にシフトしては行かないかもしれない。	
			140	・(検討会委員) マイカーを1人1台使うより、みんなでシェアしたほうがよいという意味でオンデマンドとかコミュニティータクシーというのはどうなのか。	
			141	・福祉タクシーに輸送を取られてしまっている。	
			142	・デマンドタクシーなどはいろいろ勉強したが、結果として主体が市町村になっている。	
		説明会 (飯田)	144	・「自動車から公共交通機関への利用転換」の自動車にはバスも入るのか。「分野別の地球温暖化対策」の分野とは農業、工業といった分野をイメージしてしまう。この表現では、どういふ分野かわからない。以上、文章が分かりにくい。	
		説明会 (佐久)	145	・公共交通機関を利用しようとしても、高速バスを利用する場合にバス停にある駐車場が少なく、かつ上りと下りのバス停が離れており利用者は大変であるという状況があることを考えてほしい。自転車を利用しようという場合も、歩道や自転車道などのあり方を考える必要があるのではないか。	
			146	・佐久合同庁舎が出来た時には、バスを通してほしいという要望があり利用者もあったが、駐車場が広いので結局マイカー通勤が多くなり利用者が少ない。ちくはく感がある。県内部の横の連絡を密にして欲しい。やるのであれば、事業者の負担だけにせず、県も負担して欲しい。	
			147	・バスは乗り降りをするのに段差が多い、高速バスのバス停まで行きづらいなど、障害を持った人も含めてみんなが利用しやすい街づくりのデザインをして欲しい。	
		説明会 (長野)	148	・24時間は青少年育成と併せて進めてほしい。自販機(屋外)の規制が必要だ。公共交通機関利用の促進が重要だが、努力義務では効果がないと思う。	
		県民意見	149	・私は、往復44キロを自転車で通勤して3年目になり、この間累計2万キロ走った計算になりました。この3年間で自転車を取り巻く環境について思った事を簡単ではありますが挙げさせてもらいたいと思います。 1、安曇野にはサイクリングロードはありますが松本市に入ると渋滞中の車道走行かポコポコの歩道走行を強いられるので自転車レーンを設けて欲しい。 2、整備不良のディーゼル車の取り締まりをやって欲しい。 3、松本電鉄の様なサイクルトレインを通勤の時間帯に使わせて欲しい。 4、自転車通勤手当のガソリン代同額支給の義務化をやって欲しい。 5、パトカー先導のクリティカルマスを手配してほしい。 6、会社の昼休みの時間に自転車の訪問販売(購入アドバイス)をやって欲しい。 7、田中県知事が自転車に実際乗って自転車通勤しているCMをやって欲しい。 以上、無理な要望も中にはありますが、環境が整備されて会社の理解を頂けたら自転車に興味を持ってくれる人が増えると信じています。	
			150	・県及び事業者等は、自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等を促進するための対策(利便性の向上、運賃補助、パーク&ライド、レンタサイクル等)や支援等を行う旨を明記すること。	
			151	・地球温暖化の最大の原因はマイカ - の増加によるCO2の増加である。そこで通勤や買物等の移動手段としてのマイカ - の利用から鉄道、バスなどの公共交通機関へ利用者をシフトさせCO2を削減させるために税制面での改革を行う必要がある。 第一は駐車場利用税の導入を導入する 第二は鉄道利用者に対して税金を還付する 第一は駐車場の利用に環境税の目的で税金を課税する。自動車を利用する事がよりコストがかかれば自動車利用は敬遠される。 第二は鉄道利用者特に通勤定期利用者に対しては地球温暖化防止に貢献しているという理由で税金を還付する。還付税金の財源は第一の駐車場利用税でまかなえば良い。	
			152	・県下の現状として、自動車からの利用転換に対応しうる公共交通機関が確保されているのか疑問である。県の「積極的な公共交通機関の整備」を盛り込み必要があると考える。	
			153	・自動車からの転換は、いくつもの交通需要管理(TDM)施策があるが、そうした取り組みの促進の盛り込みをしたらどうか。	

項目	骨子(案)	意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)		
		発言の場	番号			
5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策	マイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制します。	意見交換会 (環境保全協会)	154	・マイカー通勤削減については、職場単位での相乗り通勤は効果がある。しかし、帰りの交通手段確保や通勤災害認定に問題が残る。対策は地域の実情に合わせて行わなければならない。 ・(検討会委員)通勤災害認定の問題はケースバイケースと言われたが、事例を収集して実際に労災認定のケースがあるかを調べて、手当ての方法がなければ新しい保険を創って企業と県とで保険代金を積み立てられないか。 ・相乗りルートを通規の通勤ルートと会社が認めればすむことかと思う。	(修正なし)	
			155			
			156			
		意見交換会 (バス協会)	157	・マイカー通勤の削減を義務付けして、路線バスが無いところを適用除外するといったことはできないか。		
		説明会 (長野)	158	・マイカー通勤削減が、努力義務の理由は何か。(従業員に義務を課すことになるので、様子を見るため努力義務とした。立地条件により実施が難しい企業もあるため努力義務にした。県への努力義務は、警察、教員などの特殊事情を考慮した。)		
		県民意見	159	・労災非適用になった時保険金を支払うための基金を、県が中心になって作り、管理運営します。最初は、エプソン、八十二銀行などの環境に理解があり、財政的に余裕がある企業に加入してもらい、だんだん規模を大きくしていくのがよいと思います。おそらく、通勤災害の保険金支払い額はそう多くはないと思いますが、まずは、そういうデータを調べてみたらいかがでしょうか。		
	160		・一定規模以上の事業者の排出状況・計画・実績報告を努力義務としていますが、これを義務付けることを検討願いたい。 CO2削減はすでに国家目標となっており、社会と共に歩んでいる事業者には一定の社会的責任があります。			
	161		・一定規模以下の事業所等にも自らの努力により達成されたものに表彰をするような、プラス指向型の案を盛り込んだ草の根運動啓発も良いのではないのでしょうか。			
	a アイドリング・ストップの実施を推進します。	全てのドライバーは、アイドリング・ストップの実施を徹底する。[努力義務]	意見交換会 (トラック協会)	162	・アイドリング・ストップは業界では92%が実施済みである。省エネ運転については燃料を10～15%削減できることから、7地区で講習会を実施している。 ・協会としてはアイドリング・ストップのために蓄熱マットの導入を進めたりもしている。	(修正なし)
				163		
			意見交換会 (タクシー協会)	164	・アイドリング・ストップをしてしまうと冷房・暖房の関係でお客さんから苦情が出てしまうのが実情である。 ・県の指導があればやりやすいのだが。 ・アイドリング・ストップの他にはスピードの抑制が問題である。	
				165		
意見交換会 (チェーンストア協会)			166	・アイドリングストップについては、自主的に努力している。		
			167			
説明会 (飯田)	168	・条例で規定すると厳格な適用が求められることになってしまう。このため、条例に従い信号待ちでアイドリングストップを行ったが、車が不調で再始動に手間取り事故が発生した場合は、どこが責任をとるのか。このようなことを条例に規定してよいのか。 ・アイドリングストップは、人待ちや荷物の積み下ろし時には有効だと思う。条例で規定する価値はあると思う。				
	169					
説明会 (佐久)	170	・長野駅に観光バスの待機場所がなく、路上駐車をせざるをえず、アイドリングをするなど言われてもできない状況がある。観光立県なり温暖化防止を県がうたうのであれば、締め付けるだけではなくそういった駐車場の整備の方もお願いしたい。				
b	全ての駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[努力義務]			(修正なし)		
c	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、駐車場の利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[義務付け]			(修正なし)		



項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		発言の場	番号		
5 分野別の地球温暖化対策 (2) 交通・自動車利用に係る対策 自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します。	a 県民等は、温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。 [努力義務]	意見交換会(自動車店協会)	171・県民等の低公害車等の購入・使用努力義務は、実効性に疑問が残る。自動車税の軽減措置など具体的な対策を付記してほしい。(高木委員:県の税制、財政上の措置項目で対応可能と考える。) 172・「新たに自動車を購入した際に、今まで使用してきた自動車を引き渡すに当って、低年式車(6～8年以上経過車)については、努めて使用済み自動車として適正に処理する。」を自動車所有者に努力義務として課されたい。理由は、低年式車は排ガス、燃費などが悪く環境に悪影響を与えるため。 173・販売店は、ライフサイクルアセスメントも含めて説明をしていく必要があるという認識は持っている。 174・カーエアコンのフロン回収時には、フロンの再利用は禁止し、すべてを破壊するよう規定してもらいたい。また、非低公害車等を海外に輸出しているが、これでは地球規模の環境は保てられないので、禁止を規定されたい。 175・飯田市は、グリーンクラブ(市民団体)や市の取組みでハイブリッド車の購入を促進しているため販売台数が非常に多い。こういった活動も大事だと思う。	「a」の欄外に、 「『低公害車・低燃費車』を購入するにあたっては、使えるものは大切に使うということが前提です。」 を加える。	
	意見交換会(LPGガス協会)	176・LPG自動車も低公害車として位置付けられたい。			
意見交換会(ガス協会)	177・天然ガス自動車の普及の支援をしてほしい。				
説明会(飯田)	178・「県民等は、低公害車・低燃費車を購入する。」には、「新車購入時」という表現「使えるものは使って本当にだめになった場合に買い換えるときには」という表現に換えて欲しい。				
県民意見	179・購入の努力義務は必要ないのではないかと。少し燃費の悪い中古自動車と燃費の良い新車とを比較した時、どちらの方が環境負荷が少ないかは一概に言えない。新車を製造する際にもエネルギーを消費するので、低公害者のペイバックタイムを考慮した結果なのか検討する必要がある。 家電製品と同様に販売事業者の説明義務のみで良いと思う。また、低公害車・低燃費車とはどのようなものか判断ができない。(例えば、3以上が低公害車など)				
b 一定台数以上の自動車を使用する事業者は、定期的に自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け] (次ページに続く )	意見交換会(トラック協会)	180・1都3県のPM対応に協会としてDPFで4億9千万円、ハイブリッド・低公害車で2億1千万円を投入している。 181・温暖化対策に反対するつもりはないが、経済情勢もあり、義務付けされると対応できず業界としては困る。努力義務であれば対応できる。現在も対応していることを理解してほしい。 1都3県では、義務付けに対応できず業者が110社、車両数で4,000台強が減少し、輸送に混乱をきたしている。長野県でも、物流や産業の衰退につながる可能性があるため、義務化を外し条例全体のバランスを見て検討していただきたい。 182・安定している企業とそうでないところの格差がある。実際にできるところからにしてほしい。協会として努力しているということをご理解いただきたい。 183・低公害車・低燃費車の導入を一律10%と言われても対応できるかどうか。 184・部課長以下は全て運転に出ており、使用合理化計画の作成は事務的に十分対応できない恐れがある。 185・低公害車・低燃費車の一定割合導入を義務付けられると経費的に対応できない。ハイブリッド車は300万円余計にかかる。 186・完全燃焼させるとPMは減少するがCO2、NOxは増加してしまうことから、CO2の削減だけを言われても対応することができない。技術的な面から整合性を取ってほしい。 187・輸送効率を上げる取り組みは空荷を減らすなど取り組んでいる。 188・1都3県のDPFの際には県の助成が全くなかった。協力はするので、支援をお願いしたい。また、時間が足りないため、別枠でも時間をとっていただきたい。	(修正なし)		

項目	骨子(案)		意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)				
			発言の場	番号					
5 分野別の地球温暖化対策	(2)交通・自動車利用に係る対策	自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します。	意見交換会(バス協会)	189	<p>・1都3県のディーゼル規制のDPF補助については、国との協調補助を長野県は考えてくれなかった。それが条例では低公害車の導入を義務付けるなど対応が統一されていないのはなぜか。条例で義務付けるからには、低公害車の補助制度や税制面での援助を行うなどをお願いしたい。</p> <p>・規制緩和以降、経営が厳しく、燃料も高騰しており、低公害車・低燃費車への投資がなかなかできない。CNGバスを2台導入したが高価なもので、ディーゼルのほうが安い。自立して環境問題に取り組む余力がないので、低減税制や助成を加えていただきたい。</p> <p>・バスは購入すると10～20年使用するので、低公害車を何%導入するというのは難しい。</p>	(前ページからの続き)			
				190			説明会(佐久)	192	<p>・以前もらった資料では、低公害車・低燃費車の一定割合導入の義務付けというのがあったが、骨子(案)には明記されていない。どうなったのか。行政の規制が先行しても、技術が追いついていないという事例(8都府市のPM規制とDPF機器)もあるので、条例の検討にあたっては気をつけてほしい。CNGバスを導入しようとしても、インフラが整備されていないという問題もある。</p>
				191				県民意見	
	自動車販売事業者は自動車に関する環境情報を提供します。	自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[努力義務]	説明会(佐久)	195	<p>・自動車の環境情報の提供について、販売店に燃費などの他メーカーの一覧があり比較できるように出来ないか。また、大きな車とコンパクトカーでは燃費が違うはずなのに、クラス毎のランク付けを行っているため排ガス基準などの星の数と同じなど、分かりにくいのでクラスを超えて順位付けをするなど分かりやすくしてほしい。</p>	(修正なし)			
				一定規模以上の自動車販売事業者は、店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]			意見交換会(自動車店協会)	196	<p>・自動車販売事業者に新車購入時の説明を義務づけることは賛成である。(協会の新車販売は県全体の自動車販売数の90%以上を占めている。)</p>
	(3)家電製品に係る対策	【趣旨】家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、家電販売事業者に対して、エアコンや冷蔵庫などの家庭におけるエネルギー消費量の多い家電製品について、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、県民が家電製品を購入する際に、省エネルギー型家電製品を選択するよう適切な情報提供を促進します。	意見交換会(ガス協会)	197	<p>・CO2排出量を抑制する効果の高い高効率機器・システムも省エネ機器として推奨してほしい。また、家庭用コージェネレーションシステム(エコウィル、燃料電池)を、省エネ機器の切り札として推奨すべきではないか。</p>	<p>(3)家電製品等に係る対策 【趣旨】家庭等における省エネルギー性能の高い電気機器等の普及など、省エネルギーの取組みを促進します。特に家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、家電販売事業者に対して、エアコンや冷蔵庫などの家庭におけるエネルギー消費量の多い家電製品について、店頭における省エネ性能の表示や購入者への説明を求めるなど、県民が家電製品を購入する際に、省エネルギー型家電製品を選択するよう適切な情報提供を促進します。</p> <p>a 県民等は、エネルギー消費量の少ない家電製品等を購入、使用する。[努力義務]</p> <p>(「家電製品等」を購入するにあたっては、使えるものは大切に使うことが前提です。)を欄外に付記する。)</p>			
				198			<p>・エネルギーサービス事業(ESCO事業)を普及させるための支援をしてほしい。</p>		
				a	家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[努力義務]		説明会(長野)	199	<p>・現行の省エネラベルはフォローアップしているのか。</p>
	b	一定規模以上の家電販売事業者は、店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。[義務付け]				b c			



項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
5 分野別の地球温暖化対策	a 建築物の新築・改築等を行う建築主は、温室効果ガスの排出を抑制する等、環境性能の向上を図る。[努力義務]	意見交換会(環境保全協会)	200	・現在の省エネ化は、窓は二重サッシ、壁は断熱材とそれぞれの分野で対応している。それらを一軒のモデルとしてトータルで省エネ化を図らなければならないと思う。省エネによる節約と建設投資のバランスが10年ぐらいで取れると投資の対象となり、金融のバックアップ付断熱住宅が可能になる。	住宅等建築物の新築・改築等を行う建築主は、温室効果ガスの排出を抑制する等、環境性能の向上を図る。[努力義務]
		意見交換会(建築設計事務所協会)	201	・「建築物」というより「住宅等建築物」とする方が良いのではないかと。	
		説明会(松本)	202	・建築物について、環境配慮を行うことは賛成だが、コスト増につながるから、建築主に理解してもらう必要がある。この点を十分配慮してほしい。 省エネのための高気密・高断熱化を進めてきたが、それがシックハウスの原因となっている。そのために建築基準法が改正され24時間排気が義務付けられているが、電気を余計に使用することとなり省エネと矛盾が生じていることを検討の中で配慮していただきたい。	
		説明会(長野)	203	・建築物については、建築主の指導、相談はどうするのか。努力義務への啓発が大切だ。	
		県民意見	204	・環境性能の向上に係る正しい情報と県の施策を施主が確実に得られるよう、工務店等に徹底すること。	
	b (4)建築物に係る対策 一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は、地球温暖化対策(断熱化、県産材・再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目を含む)に関する環境配慮計画書等を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は概要を公表する。[義務付け]	意見交換会(建築設計事務所協会)	205	・大規模な建築物はあまり大きなものに限定せずに、500㎡位からにしたほうが良いのではないかと。	(修正なし)
			206	・一般には、ランニングコストはかかってもイニシャルコストを抑える傾向があるが、省エネにイニシャルコストをかけた方が将来的なエネルギー消費を抑えることができる。	
			207	・我々の業界にはリフォームが入ってこない。リフォームでは建設業の許可を持っていないような業者や、悪質な業者もあり問題がある。	
			208	・県産材の利用について、一番簡単なことだが、まず、倒木や落枝を木質ペレットにして山をきれいにすべきではないかと。	
			209	・長野県では、倒木等で木質ペレットができれば普及するのではないかと。ペレットボイラーも灯油・ガスのボイラー並みの価格になれば一般家庭にも普及するのではないかと。	
210	・ペレットストーブはあるが、ペレットボイラーは高価で、かつスイッチひとつというわけにはいかない。				
211	・子供が2人いる家庭のために断熱と太陽光の利用で灯油が18 缶2つあれば冬を過ごせる住宅を設計した。外張断熱をすれば、快適な住宅にできて、エネルギーの消費を抑えられる。				
212	・断熱材の素材はグラスウールがほとんどで、ウレタンなどの発泡スチロールもある。木質系は、天井裏にパルプの細かいものを敷き詰めるものがあるがコストが高い。				
213	・廃棄物になったときはグラスウールはいいが、ウレタンは処理に困る。				
214	・外張断熱をすればクーラーも要らない。				
215	・今の新しい住宅は凍結防止帯を使わない設計が主流になっている。				
216	・凍結防止帯の使用について建築確認でチェックするのは、問題があるのではないかと。住宅の建築確認は非常に簡素化されていて防止帯のチェックはできない。協会員に徹底することはできるので、建築確認でやるよりは業界に呼びかけたほうが良いのではないかと。				
217	・屋上緑化はフラットな建物で実施すれば効果がある。外部に対してよりも、内部に対する影響が大きい。木でなくてもコケやシダでも効果がある。				
意見交換会(建築士会)	218	・省エネ対策では外断熱をすれば、それでいいのか。どのレベル、どの基準をやるのか。どこに基準を持っていくのか。			
	219	・報告書が義務付けられることは大変なことである。一定規模以上の面積も問題になる。			
	220	・省エネ法の施行状況の様子を見てからでもよいのではないかと。			
	221	・ハウスメーカーでは情報を持っているが、在来工法では具体的な数字を出していくことが難しい。いろいろなどところで結果を出してもらって、選択できるようにすることが大事だと思う。			
222	・快適さを求めるためにお金を使う人も増えている。薪ストーブもいい、というようなことも薦めることがある。				
県民意見	223	・改正省エネ法においても同様に住宅・建築物に関し、省エネ措置の届出が義務化されるため、二重規制となる懸念があります。			

項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)	
		発言の場	番号			
5 分野別の地球温暖化対策	a (5)再生可能エネルギーの利用に係る対策 県民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]	意見交換会(ガス協会)	224	・利用促進の対象を「再生可能エネルギー」から「再生可能エネルギー、ならびに再生可能エネルギーの利用可能性を向上させる観点からの環境負荷の低い他エネルギーとの組み合わせ利用」に拡大するべきではないか。	(修正なし)	
		説明会(松本)	225	・再生可能エネルギーはいずれもこれからのものである。例えば、ある工場の廃熱を隣接施設で利用するなどの面的なエネルギーの利用は考えていないのか。		
		説明会(長野)	226	・再生可能エネルギーの導入割合はあるのか。		
		県民意見	227	・県は発電機設置への補助や支援等を行う旨を明記すること。		
	b	県は、率先して再生可能エネルギーを導入・活用する。[努力義務]	県民意見	228	・長野県企業局は再生可能エネルギーである水力発電による発電事業を率先して実施してきた歴史があります。現在この事業は行政改革の一環として縮小譲渡の方向で対応が進められています。県は率先して行うとする条例骨子に逆行するような施策はこの条例によって軌道修正をはかると理解してよろしいでしょうか。	(修正なし)
	a (6)森林の整備及び県産材の利用促進に係る対策	県民等は、地場産再生可能資源としての県産材を率先して活用することで、森林整備を推進する。	意見交換会(ガス協会)	229	・事業者が育林事業を支援できるような政策の検討をしてほしい。また、小中高生による育林作業を通じた環境学習も必要ではないか。	(修正なし)
			説明会(長野)	230	・森林を他条例に任せした場合、この条例からは項目がなくなるのか。	
			県民意見	231	・建築物の環境性能の向上に係る正しい情報と県の施策を施主が確実に得られるよう、工務店等に徹底すること。	
		b	県民等は、薪炭、木質ペレット、バイオマス利用など、地場産再生可能エネルギーを率先して活用することで、森林整備を推進する。	県民意見	232	・p.2の背景と目的のなかで森林が生み出す木材資源の重要性を力説しておきながら、実際の条例骨子のなかでは「長野県ふるさとの森林づくり条例」に任せます、というのは違和感がある。温暖化防止の観点から、森林づくり条例が十分な内容なのかどうかをチェックし、不足があるなら、森林づくり条例を改正させるなどのことを進めることを示すなど、本条例の主体性を示すべきである。
	233	・本項目を実効性のあるものとするためには、「地球温暖化防止県民計画」に記載されている「森林吸収量はカウントしない」という考え方を見直していただけるようお願いいたします。 <理由> 県内で間伐した木材をバイオマス燃料として燃やした際は、森林吸収量をカウントしなければ、CO2排出になります。				
(7)廃棄物の発生抑制等に係る対策	県民等は、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用や適切な処理を行うとともに、レジ袋の削減や、グリーン購入など、循環型社会の形成に向けた取組を促進することにより温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務] (次ページに続く)	意見交換会(ガス協会)	234	・グリーン購入の対象物品として、高効率のガス機器を加えてほしい。	(修正なし)	
		説明会(長野)	235	・廃棄物を他条例に任せした場合、この条例からは項目がなくなるのか。		

項目	骨子(案)	意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		発言の場	番号	
5 分野別の地球温暖化対策	(7)廃棄物の発生抑制等に係る対策  (前ページからの続き)  県民等は、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用や適切な処理を行うとともに、レジ袋の削減や、グリーン購入など、循環型社会の形成に向けた取組を促進することにより温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]	県民意見	<p>236 ・ 要望1:紙の使用に係る取組を明示する。 ・再生紙利用ガイドラインに基づいた購入・資料、事務手続きの簡素化・文書、資料の共有化・コピー、印刷枚数の削減・ペーパーレスシステムの導入・使用量の把握・管理 (6) 廃棄物の発生に係る取組 ・廃棄物の発生を抑制するものの選択・廃棄物の減量化、廃棄物の資源化、リサイクル 参考:茨城県下妻地方広域事務組合地球温暖化対策実行計画の概要 <a href="http://business2.plala.or.jp/s-kouiki/chikyu.html">http://business2.plala.or.jp/s-kouiki/chikyu.html</a> 要望2:可燃ごみ(OA化に伴うプリンタ用紙等)の激増対策として、事業者に対し再生紙化の奨励を明示し、OA化に伴うプリンタ用紙等の焼却処分に伴う温室効果ガス増加の説明をする事。 個人情報保護対策としてのシュレッダー利用で、再生紙化が困難であることも明示する。 適用箇所:長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子(案)11ページ 5 分野別の地球温暖化対策 (1)趣旨、(7)廃棄物の発生抑制等に係る対策 理由:県及び県下16市町村自治体はISO14001を取得し、県においては長野県環境基本計画で施策が確定している。 (3 主な施策展開の方向&gt;(3)循環型社会の形成) <a href="http://www.pref.nagano.jp/seikan/chikyu/keikaku/#3">http://www.pref.nagano.jp/seikan/chikyu/keikaku/#3</a> 背景:県内市町村のごみ焼却施設は、可燃ごみ(OA・IT化に伴うプリンタ用紙等)の激増により耐用年数が大幅に短縮され、ごみ焼却施設の新設が要求されている。焼却ごみ施設新設は住民合意の困難さや高額な建設費により、地方行財政を圧迫している。 参考:長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子(案) 5 分野別の地球温暖化対策<a href="http://www.pref.nagano.jp/seikan/chikyu/ondan/jourei/m-houkoku.pdf">http://www.pref.nagano.jp/seikan/chikyu/ondan/jourei/m-houkoku.pdf</a></p> <p>237 ・ 以前勤務していた学校現場(高等学校)での、年度末の廃棄物の多さにはどうしたらよいか考えさせられました。実態は不要になった教科書・資料、卒業生の上履き・体育関係シューズや衣類等が大量に廃棄されていました。一部高校では、シューズを洗って発展途上国に寄贈することが行われているようですが、学校現場全体から見れば微々たるものだと思います。義務教育も含めて学校現場から排出される廃棄物の有効活用を検討する必要があると考えます。一例として教科書・資料などの再使用が行われても良いのではないのでしょうか。</p> <p>238 ・ グリーン購入で最も大切なことは、不要なものは買わないことである。そのことを明記していただきたい。</p> <p>239 ・ 製造者に対してリユース容器を促進する 製造者は長期使用でき、安全に再利用できる商品の開発に努力する販売者に対してばら売り、消費者の容器持ちこみ出来る販売を促進 県・市町村に対して、大型店を規制し、地元商店を守るように努める 消費者は簡易包装製品・ばら売り・リユース製品、地元製品の購入に努める。</p>	(前ページからの続き)
6 啓発及び環境学習	(1)啓発に係る対策  県は、市町村、県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会などと協働して、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する活動に対して意欲が生じるようにするなど、啓発を行うために必要な措置を講じる。	説明会(佐久) 説明会(長野) 県民意見	<p>240 ・ パンフレットなどはただ作るのではなく、家庭で話題に出来るような、楽しめるものを作るべきだ。</p> <p>241 ・ パンフレットの一部分に記入して、それを切り取って送ると賞品がもらえるような楽しいことができればいい。</p> <p>242 ・ パンフレット等作成の際は、外国人用のパンフをつくるか。(必要に応じつくる。)</p> <p>243 ・ 環境問題に興味のある県民のみならず広く一般の県民に対し、市町村と協力して、温暖化防止対策(行政、県民)についての説明会をきめ細やかに、かつ確実に開催する旨を「県民計画」の中に盛り込むこと。</p>	(修正なし)



項 目	骨 子 (案)	発言の場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
6 啓発及び環境教育・環境学習	(2)環境教育・環境学習に係る対策  県は、地球温暖化対策に関する環境教育・環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進する。	意見交換会 (ガス協会)	244	・ 環境・エネルギー教育を支援し、テキストや教材ビデオの作成・提供をはじめ、出張授業も実施していることから、積極的に取り入れられるようご配慮願いたい。 ・ 中食は加工食品であるため、ライフサイクルからみるとエネルギー消費が多いことから、伝統食文化の継承拡大やスローフード・スローライフに代表される「地産地消の食文化」に力を入れてほしい。	(修正なし)
			245		
		説明会 (飯田)	246	・ 環境教育について、具体的な取組みが見えない。1週間のうち1時間は環境教育にあてるなど条例で決められないか。	
			説明会 (佐久)	247	
		248			
		249			
		250			
		251			
		説明会 (長野)	254	・ 骨子(案)は、環境教育の視点(教員のレベルアップなど)が弱いので強化されたい。中小事業者の意識の向上も必要だ。	
			県民意見	255	
256					
257					

項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
7 実効性の確保	a 県は、条例に基づく地球温暖化対策に積極的に取り組む者が、社会や市場で適切に評価されるよう顕彰を行う。	意見交換会(ガス協会)	258	・優良事業者の公表制度を導入してほしい。	(修正なし)
		説明会(佐久)	259	・顕彰制度があると、やる気が出てくる。また、取り組んでいる人がいることを県民に知らせる手段にもなる。	
		説明会(長野)	260	・どういう場合顕彰するのか(基準)がよくわからない。	
	b 県は、条例に基づく計画の提出等を行わなかった者に対する勧告や、正当な理由がなく勧告に従わなかった者の氏名等を公表する。	説明会(松本)	261	・例えば省エネに努力した人には、基礎控除や減税の特典を与えるなど具体的な施策をやってほしい。	(修正なし)
県民意見		262	・県が公表する概要はどの程度の内容を考えているのか。細かいものまで載せるとなると、制裁的なものになるのでは。		
8 条例の見直し	県は、必要に応じ条例を見直す。	環境審議会	263	・県が公表する概要はどの程度の内容を考えているのか。細かいものまで載せるとなると、制裁的なものになるのでは。	【趣旨】持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を実現するため、「長野県地球温暖化防止県民計画」の見直しや、社会経済情勢の変化、施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、条例を見直していきます。
		県民意見	264	・(審議会委員)「8 条例の見直し」に関連して、条例や計画についての定性的な部分についての進捗管理についてシステムを組み込まれたい。	
2 各主体の責務		県民意見	265	・見直しは、施策の実施状況及びその評価を踏まえて行うことを明記すること。	「2 各主体の責務」の欄外に 「地方分権法により都道府県と市町村は対等の立場であることから、県が市町村に義務を課すことはこの趣旨に反するため、市町村の責務は記載していません。ただし、事業者としての市町村(県)に対しては義務が課されます。」 を加える。
			266	・主体として、市町村のことが書かれていない。市町村の働きは重要であり、骨子(案)の概要における2各主体の責務の中にも市町村を挙げているわけなので、整合をとる必要がある。市町村の責務を明記していただきたい。同様なことは地域協議会についても言える。	
3 地球温暖化対策推進計画の策定等	【趣旨】県は、第三者(県民、市町村、事業者、学識経験者等)の意見を聴いて、地球温暖化対策に関する計画の策定、温室効果ガスの排出を抑制するための指針の策定、地球温暖化防止のために講じた施策の実施状況の把握及び評価を行い、その概要を公表します。	県民意見	267	・市町村も主体として重要であり、その責務を明記する必要がある。	【趣旨】県は、県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聴いて、地球温暖化対策に関する計画の策定、温室効果ガスの排出を抑制するための指針の策定、地球温暖化防止のために講じた施策の実施状況の把握及び評価を行い、その概要を公表します。
			268	・地域協議会についての記述があるが、その性格と地域協議会の設置の義務付けが必要である。	
4 県の地球温暖化対策		県民意見	269	・県は、第三者の意見を聴いて、とあるが、重要なのは当事者の意見である。しかも第三者として例示した県民、市町村、事業者などを、第三者扱いするのはおかしい。県という機関から見ると第三者という扱いになるのかもしれないが、この条例によって温暖化対策を進めようというのは、長野県という地域に住み、事業を展開している人々である。その人々が温暖化対策を進めるわけであり、県がその当事者に向かって第三者などという呼び方をするのは、温暖化対策を進める上での県の意識を疑う。	4 県による地球温暖化対策 b~eを「(2)事業者としての県による地球温暖化対策」としてまとめる。
			270	・指針の策定、実施状況の把握・評価に関する検討にあたっては、必要に応じて事業者と十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。	
5 分野別の地球温暖化対策		説明会(飯田)	271	・県の地球温暖化対策となっているが、これは組織としての県なのか、地域としての県なのか。組織としてならば、事業者についての条項があるのはおかしい。地域としての県を指すのであれば【趣旨】で明らかに組織としての県を指すことだけに言及しているのがおかしい。いずれにせよ、県という言葉の指すものが整理されていないものと思われる。	5 県民等による地球温暖化対策
		県民意見	272	・県の地球温暖化対策となっているが、これは組織としての県なのか、地域としての県なのか。組織としてならば、事業者についての条項があるのはおかしい。地域としての県を指すのであれば【趣旨】で明らかに組織としての県を指すことだけに言及しているのがおかしい。いずれにせよ、県という言葉の指すものが整理されていないものと思われる。	
(1)事業活動に係る対策			意見交換会(ガス協会)	273	・「分野別の地球温暖化対策」の分野とは農業、工業といった分野をイメージしてしまう。この表現では、どういう分野かわからない。
		274		・重点項目を掲げ対策の効率をあげるとともに、県外や国外にその業績を積極的にアピールすること(森林整備、太陽光発電の普及等)。	
			275	・県民や事業者が各対策を効果的に実施する目標や目安とするために、施策ごとに、目標値や基準(ガイドライン)を設け早期に公表すること。事業者、県民の良心に期待するだけでは現状は変わらない。	
			276	・県単位ではなく日本全体の温室効果ガス排出量の増減で評価が必要である。	
			277	・削減効果を適切に評価する手法が条例などに例示すべきではないか。	

項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
(1)事業活動に係る対策	【趣旨】事業活動により排出される温室効果ガスの削減を図るため、エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者、24時間営業を行う事業者、自動販売機を設置する事業者及び一定規模以上のエネルギー供給事業者に対して、温室効果ガスの排出状況の報告や削減計画等の作成、県への提出、自らの公表を求め、県が、その概要を公表することにより、社会や市場での評価を通じて、 <u>事業者の自主的・計画的な取組</u> を促進します。	環境審議会	278	・(審議会委員)5(1)「----事業者の自主的・」の「自主的・」を削除する。	(前ページからの続き)
		県民意見	279	・農業県という本県の特徴から「農業従事者」の項目を設け、地産地消、化学農薬・化学肥料の削減の促進、エネルギーを大量消費する農業体型(輸送も含め)の見直しなどを掲げること。	
事業者b 他	エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者は、定期的に温室効果ガスの排出状況報告・削減計画・実績報告書(再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含む)を作成し、県に提出し、自ら公表する。 県は、その概要を公表する。[義務付け]他	説明会 (松本)	280	・エコアクション21が素晴らしいところは、レポートを過去3年にわたり公表しなければならないところである。公表することには企業の取組みにおいて非常に効果がある。	(修正なし)
(2)交通・自動車利用に係る対策		県民意見	281 282 283 284	281・長野県のCO2排出量は、自動車を中心とした輸送部門が全国と比較して高い状況にある。これは、土地利用、道路整備、公共交通網など長野県としての地域の実情によるものである。 県民等の自動車から公共交通、自動車への利用転換には、関係機関との連携や県民の意識啓発が不可欠である。 282・「県は公共交通機関や自転車を利用しやすい環境を整備する。」を加えてはどうか。 283・「事業者に対し、効率の良い輸送方法への転換の促進」を入れたらどうか。物流関係の自動車の排出量も大きいと考えるので、できるだけ、大きな輸送手段と各配送手段とを組み合わせた、効率の良い輸送手段を促進していく必要がある。 284・各市町村に対して各駅前にレンタサイクルを設置する努力。(長野市のみどりの自転車は、設置場所がない場合が多く利用できない。有料でもいいので、各駅前に設置する努力を要望してほしい。)	(修正なし)
(3)家電製品に係る対策		県民意見	285	・製造者に対して長期使用できる製品をつくと共に、再生可能な製品を作る努力と修理を可能にする努力を促す。修理職人の育成に努める。販売者に修理出来る人材の雇用に努める。県・市町村は人材育成の援助をする。	
(4)建築物に係る対策		県民意見	286	・建築物の長期利用を促し、建築素材の安全性に配慮する。	
(6)森林の整備及び県産材の利用促進に係る対策		県民意見	287	・間伐材、庭木剪定材など薪ストーブ利用者にあっせんする	
6 啓発及び環境教育・環境学習		県民意見	288	・地球温暖化防止の啓発は基本的に環境学習である。両者を2項目とする意味はない。「環境教育を推進する」とあるが、実施する、できれば数値目標を明記していただきたい。	(修正なし)
7 実効性の確保		説明会 (長野)	289	・骨子(案)は、努力義務が多く義務づけが少ない。もっと踏み込んだ条例にしてほしい。罰則も入れるべきではないか。業界団体との話し合いは何回かかってもいいから十分に行ってほしい。	(修正なし)
		県民意見	290	・「県は、地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置等に関する調査・研究を行う」旨を明記すること。	
			291	・実効性の確保のためには、「(環境配慮の少ない)業者からは買わない」という宣言も有効だろう。	



項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
(新規)		環境審議会	292	・(審議会委員)6(2)の後へ「7 推進体制の整備」を挿入する。(7を8、8を9に、概要の関連箇所を訂正する。)	7 推進体制 a 県は、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会と連携あるいは協働し地球温暖化防止活動を積極的に推進する。 b 長野県地球温暖化防止活動推進センターは、県域における地球温暖化防止活動の中核的支援組織として積極的な取組を推進する。 c 地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動の指導的役割を發揮する。 d 地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化防止活動を担う実践組織として積極的な取組を推進する。
(概要)		環境審議会	293	・(審議会委員)【概要】「1 条例制定の背景と目的」の後へ「目標」を挿入し、1の4行目以降に「温室効果ガスの削減目標は、2010年度において1990年度の排出量を6%削減します。」を挿入する。	(修正なし)
全般的なこと		意見交換会(環境保全協会)	294	・条例項目は即実効性の期待できる項目に絞り込むべきである。実行が難しそうな項目は後回しでいい。(優先取組み事項は、マイカー通勤削減と住宅の省エネ化と考える。)	(修正なし)
		県民意見	295	・CVS業界としては、廃棄物抑制やリサイクル化、営業活動にともなう交通・自動車利用の取組みや、省エネ設備導入等の温暖化対策に寄与すべく、実現性の高い対策から優先的に取り組む事が先決であると考えます。	
		意見交換会(環境保全協会)	296	・条例を動かすには、人的な資金的な裏付けが必要である	
		県民意見	297	・本条例に対する基本的なスタンスを説明しておきます。地球温暖化防止対策については個々の施策について基本的な評価基準が未だ明確に明らかにされておらず、推奨される製品や手法についても評価が定まらないものが数多くあります。そのため、本条例案骨子は単なる省エネ推奨宣言程度の内容しか盛り込むことができないのは当然の帰結だと思います。個々の行為や製品に対するライフサイクル全体の温室効果ガス削減評価が一応の目安となる時期までは条例制定は時期早尚と考えております。効果のない宣言的条例を制定するより評価基準作成の基礎的な知見収集に力を注ぐことが温室効果ガス削減の最も近道と考えております。	
			298	・利便性をも求めるばかりでなく、ライフスタイルの変革まで視野に入れた義務付けも検討する必要がある。	
			299	・この条例は、温暖化対策ではあるが、環境すべてを牽引する条例と位置付け、たとえば自販機の削減についても省エネ努力だけを取り上げて判断するのではなく、景観やゴミなどの問題も含めて、その必要性を訴えていくべき。	
300	・この条例の特色を誰もがわかるように、つまり他の自治体の条例との違いなど、もっとはっきり端的に示した方がよい。				
	301	・条例ができることによって、何がどう変わるかということを明確にすること(廃棄物条例の原案では「期待されること」が明記されている)。			
	302	・国の法令や施策との重複等について整理し齟齬の無いようにすること。			

項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		番号			
全般的なこと		県民意見	303	<p>・ 条例の体裁をもっと簡明にされたい。(例えば次のような体裁) また、発生する温室効果ガスを活用することによるエネルギー抑制策が掲げられていないので、掲げてはどうでしょうか？</p> <p>温室効果ガスの発生抑制 分野別対策 温室効果ガスの吸収による抑制 分野別対策 地球温暖化対策 発生する温室効果ガスの活用 各種施策 啓発及び教育 各種施策 検証と条例の改正 各種指標の公表、評価、条例改正</p>	(修正なし)
			304	<p>・ 努力義務の項目は、義務付けと変更すべきである。努力義務という言葉は、何もしなくてよい、と同義に受けとめられる場合が多いと考える。もし努力義務ということであれば、県や市町村が手厚いサポートを行い、結果的には義務付けによって全員参加したのと同じ状態が実現されることを目指すべきである。</p>	
			305	<p>・ 「県民計画」で掲げられた項目はそもそも「努力義務」といえるはずなので、条例のなかで改めて「努力義務」という項目はいらない。何に重点を置いて対策を進めていくのか、明確にするためにも、「義務付け」の対策だけに限って、条例化すればよい。もし「努力義務」を残すのであれば、分野別にわけずに、「義務付け」と「努力義務」に分けて掲載した方がよい。</p>	
			306	<p>・ 「努力義務」に関し、全員参加型のものにする具体的な施策が必要と考える。</p>	
			307	<p>・ 実効性をあげるため、「努力義務」は最小限にとどめ「義務付け」を強化し、必要に応じて罰則を盛り込むこと。</p>	
			308	<p>・ 努力義務が多いが地球温暖化防止は緊急かつ重要な課題であり、義務付けにすべきである。</p>	
			309	<p>・ 地域としての「県」と、組織としての「県」とが混在して使われている。そのため、各条項の対象としているのが、いったいどちらの意味の「県」なのかわかりにくくなっている。</p>	
			310	<p>・ 各条項の中で、各市町村がどのようにに関わり、働いていくのか記述がないので、市町村の役割を明記していただきたい。</p>	
			311		
			312	<p>・ 「一定規模以上」「一定要件以上」などの表現があるが、どの程度の範囲が想定されているのか不明で判断できない。</p>	
			313	<p>・ 実効性の確保のためには、環境に配慮した商品やサービスについて、県がどのようなものをどの業者から購入したか、全てのリストを公表するのがよいと考える。あるいは、「この業者からは買わない」という宣言も有効だと考える。事業者を刺激する施策が必要ではないか。</p>	
			314	<p>・ この条例骨子案には二酸化炭素以外の温室効果ガス削減策について全く言及されておりません。二酸化炭素の寄与度は約60%程度とされており、残りの約40%にはほとんど対策が講じられないこととなります。この点はぜひとも補うべき課題です。</p>	
			315	<p>・ この条例骨子案には温室効果ガス発生の原単位が各発生源ごとに示されておりません。排出状況把握や削減対策を講ずる際の根源的なデータですが、原単位なしでは計画も対策も評価も不可能です。ましてや数値目標などを掲げることできません。2003年4月の計画にもこの点では全く不十分のまま今日に至っていますので、条例化以前に解決すべき課題です。原単位把握なしには実効性確保も環境教育も不可能です。</p>	
			316	<p>・ この条例骨子案には物流のモーダルシフトについて全く言及されておりません。物流のモーダルシフトは自動車所有者の運輸事業者のみ義務が課せられるのでは効果がなく、荷主に対して長距離輸送については一定割合のモーダルシフトを義務づける等の荷主対策が不可欠です。県内でも一部荷主事業者は製品や原料輸送にモーダルシフトを取り入れているところもあります。こういった事業者に対する支援施策が必要です。</p>	
			317	<p>・ この条例骨子案には農業における温室効果ガス削減策について全く言及されておりません。農業は炭酸ガス、メタン、亜酸化窒素のいずれもの排出事業であるにもかかわらず何の施策も講じられないのは条例骨子案としては極めて不十分なものです。さらに、施設園芸(果樹、野菜、キノコ)では大量の化石燃料や電力を使用し、対象事業者数も多いことを考慮すれば、農業対策は不可欠です。さらに、キノコの栽培では大量の林産資源を消費し、北信地域では大量の廃培地(10万トン/年程度)は野積みの環境被害をもたらしています。</p>	

項 目	骨 子 (案)	発言の場		意 見 等	骨 子 (網掛けは骨子(案)の修正部分)
		発言の場	番号		
全般的なこと		県民意見	318	・ 下水汚泥、農畜産廃棄物などの未利用バイオマスを積極的に利用することによって化石燃料の消費を縮減する施策は国レベルでも進められております。しかしながら、この条例骨子案ではほとんど考慮されておりません。全国有数の農業県であり、下水道普及率も全国平均を超えている現況からは本県での条例には盛り込む必要があります。	(修正なし)
			319	・ この条例骨子案には事業所における当面のエネルギー使用の合理化と温室効果ガス(炭酸ガス)削減に最も有効であるコージェネについて全く言及されておりません。すでに稼働中の事業所も県内にあり、装置開発も極小規模まで可能になっているので温室効果ガス削減の手段として取り上げるべきです。	
			320	・ この条例骨子案には廃棄物処理によるエネルギー資源創生である廃棄物発電に全く言及されておりません。長野、松本両市をはじめとする複数の清掃工場ですでに実施されている自治体施策であるこの事業を全ての自治体へ普及させるような積極的な施策行うべきです。	
			321	・ 林産物利用についてはアприオリに温室効果ガス削減に寄与するような前提となっていますが、これは誤りです。ペレット燃料のように製造、利用から廃棄に至るまで燃原料を多消費する製品はトータルプロセス評価なしには温室効果ガス削減に寄与しているかは決められません。林産資源といえども個々の製品ごとに製造、利用から廃棄に至るまで温室効果ガス削減量を評価した上で施策に盛り込むべきです。このためには前述したとおり削減量の原単位を前もって明らかにした上で施策を構築すべきです。	
			322	・ 森林が温暖化ガス吸収源として重要な役割を果たしていると言うのは誤認です。短期的には炭酸ガスをバイオマスとして固定しますが、長期的に見ればいずれ腐朽や燃焼により炭酸ガスに戻るため長期的に見れば化石にならないかぎり差し引き収支はゼロです。したがって森林整備で一時的なストックが増加するだけで長期的収支は削減策にはなりません。しかし、バイオマスをエネルギー源として利用し化石燃料使用をその分だけ縮減すれば化石燃料由来の増加分を抑制できるという意味での間接的削減対策にはなります。したがって、森林整備のみをこの条例の温暖化対策として盛り込むのは適切とはいえ、廃棄物発電や未利用バイオマス利用など他の施策と組み合わせることでトータルな削減対策となります。したがって森林整備は単にバイオマスの商品価値を高めて流通を促進する素材供給的ポジションですので単独の対策項目からは除外すべきです。砂漠や荒廃地の緑化事業ではバイオマスの生成は炭素固定の純増ですが、既にある森林を整備することは、バイオマス現存量の純増はわずかであり、整備に要するエネルギー利用によっては温暖化ガス削減に寄与しないケースも想定されます。いずれにしても評価基準と原単位が提示されない条例ではこのような混乱や思い違いを生ずるリスクが大きいことを認識する必要があります。	



項目	骨子(案)	発言の場		意見等	骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)
		発言の場	番号		
全般的なこと		県民意見	323	<p>・今回の条例案では温室効果ガスの吸収による抑制策が貧弱である。 次の施策を盛り込んでほしい。 (1)国は温室効果ガス吸収対策として、「都市緑化等の推進」を掲げている。本県条例案では、森林整備による温室効果ガス吸収対策は大きく掲げられているが、その他は「屋上緑化、建築に際しての環境配慮計画の作成」などがチラッと記載されているだけである。 (2)そこで、街の中の緑被率の現状把握とそれを年次ごとに拡大して「都市緑化等の推進」政策をとることを明示されたい。 (3)(2)の具体策として、次のような施策の推進を掲げられないか 街路樹、公園樹木の増加策(現状と年次別増加計画)と良好な維持管理の推進 業としての駐車場については、一定面積以上の緑化の義務付けを明文化する。(街のヒートアイランド化の元凶にもなっており、最もコストのかからない業とされているので規制を掛けてコスト負担をさせても良いと思われる) 自治体の庁舎等の駐車場は、一定期間内に一定面積以上の緑化を義務付けるか野芝などの草地の駐車場への転換を義務付ける。(野芝の駐車場の例は、国営あづみの公園を参照されたい) 自治体立の学校グラウンドが、広大な面積を有し、ヒートアイランドの大きな要因になり、また、砂塵被害を近隣に与えていることを踏まえて、先進国並に芝生化を含む緑化の推進をすることを目標として明文化されたい。(長野県内の公立学校のグラウンド面積は、827万㎡あり、これを緑化することによって得られる効果は、土地を買って公園づくりを勧めるよりもはるかに安く地球環境の改善に役立つ)</p> <p>事業用の建築に際しての環境配慮計画の作成においては、県内市街地の緑被率が東京などより低い現状を踏まえて、一定規模以上の建築については敷地の一定割合以上の緑地の確保を明文化すべきである。条例案では、屋上緑化が掲げられているが、本県内においては敷地の緑化の余地が充分有り、敷地の緑化を原則として、どうしても難しい場合は、屋上緑化や壁面緑化などでも可能としてはどうか) 県民の義務として、個人の住宅においても、一定面積以上の敷地を有する場合は、一定面積以上の緑地の確保を図るように明文化してはどうか? 市町村は、緑地を確保するために次のような施策が実行できるよう県が財政支援をすることを明文化してはどうか。 「個人又は事業者が、自己所有の土地(事業要地、庭や空地など)を庭園、草地、花園などに築造して市民に開放するなどした場合については、市町村が当該部分の固定資産税を減免した場合は県が減免分の税について補填するものとする。」 県は、市町村が「街の緑化作り条例」などを制定して、生垣づくりや、庭園作りをすすめることを推進する場合には、指導や助言の行政支援をすることを明文化して、市町村が緑の街づくりを進めることをバックアップしてはどうか。</p>	(修正なし)
			324	<p>・発生する温室効果ガスの活用 北欧などでは、外断熱の住宅がつくられて、家電製品などからの廃熱を家庭内暖房として活用していることなどが報告されている。 また、事業者においては廃熱利用の事例は様々な産業で進められていると聞く。よって、県が廃熱利用の先進事例を発掘して、広く事業者や県民に活用するよう呼びかけることを掲げてはどうか。</p>	

項目	骨子(案)	意見等		骨子(網掛けは骨子(案)の修正部分)	
		発言の場	番号		
全般的なこと		県民意見	325	<p>・ 温暖化防止検討会において、光害防止について条例に盛り込むよう要望してきました。先日メールでの投書もしましたが、9月15日実施の検討会の議事録を拝見し、大変失望しました。</p> <p>会議資料は、私からの投書ペラ1枚のみ。光害についての資料は何もありません。これでは「私の投書について」検討しただけで、「光害防止が何ゆえ、温暖化防止につながるか」については何も議論されていなかったということです。</p> <p>地球環境課では、環境省から出されている光害に関する資料をご存知だと思います。 光害対策ガイドライン <a href="http://www.env.go.jp/air/life/hikari_g/index.html">http://www.env.go.jp/air/life/hikari_g/index.html</a> 地域照明環境計画策定マニュアル <a href="http://www.env.go.jp/air/life/m-syomei/index.html">http://www.env.go.jp/air/life/m-syomei/index.html</a> 光害防止制度に係るガイドブック <a href="http://www.env.go.jp/air/report/h13-02/index.html">http://www.env.go.jp/air/report/h13-02/index.html</a> このうち、ガイドブックの第3章には、地球温暖化対策に係る施策が載っています。 <a href="http://www.env.go.jp/air/report/h13-02/09.pdf">http://www.env.go.jp/air/report/h13-02/09.pdf</a> 少なくとも、このくらいの資料は検討会に配布され、長野県の温暖化防止条例にふさわしいか議論されるべきではないでしょうか？</p> <p>最後に・・・光害に関して具体的な「中味」について検討会で議論され、その結果が見送りであれば私も引き下がりますが、現状中味については議論されていませんので納得いきません！再考願います。</p>	(修正なし)
		意見交換会(中部電力)	326	<p>・ 条例の詳細検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務づけ関係団体との間で十分に協議・調整してほしい。また、検討会及び審議会においては、当社をはじめとする義務づけ関係団体の意見も踏まえた上で、審議されたい。</p>	
		県民意見	327	<p>・ 当社は、エネルギー産業に携わるものとして、地球温暖化問題を経営における最重要課題の一つと位置付け、地域や世界と連携しながら地球環境の保全に努めております。</p> <p>地球温暖化問題は、あらゆる主体の活動により排出されるCO2が主な原因であり、特定の事業者等が排出するNOX、SOXなどが原因である地域環境問題と比べ、「加害者自身が被害者」、「地球規模で環境に影響を及ぼす」という特徴があることから、広い範囲で、あらゆる主体が、それぞれの立場で努力していく必要があります。</p> <p>このため、地域の自然的・社会的条件等を考慮に入れながら、地場の事業者への助言、地域住民へのライフ・スタイル変革提言など、地方自治体の自主性を尊重した温暖化施策の検討が重要と考えます。</p> <p>しかし、地方自治体の温暖化施策の検討に際しては、「環境と経済の両立」を基本とした省エネ対策、エネルギー効率の向上等、国の温暖化に関する施策・措置との連携を図りながら、わが国全体としての効果的な温室効果ガス排出削減の実現が阻害されないようお願いいたします。</p> <p>また、条例の詳細検討にあたっては、長野県事務局と当社をはじめとする義務づけ関係団体との間で十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。</p>	
		説明会(松本)	328	<p>・ 義務付けの対象になるのかどうか分かるように、スケジュールの中の要綱の説明の際には、一定規模の基準とその効果を示して欲しい。</p>	
		県民意見	329	<p>・ 事業者への地球温暖化防止への促進策として、県からも支援することを検討願いたい。(補助金や優遇税制等)</p>	
			330	<p>・ 県下各市からも、同様の計画や実績の提出を求められるケースが想定されるため、報告書の仕様の統一やデータベースの共有を検討願いたい。</p>	
			331	<p>・ 環境ISO14001の認証を受けている事業者及び同等の事業者は、県への報告義務を免除する規定を設けるべきである。</p>	
		説明会(飯田)	332	<p>・ 条例の内容を簡略化したみんなが簡単に理解できるような啓発パンフが必要だ。</p>	
	333	<p>・ 県民計画のときは、いろいろな思いがあるのが伝わってきたが、骨子(案)はあっさりしていると思った。今日は、説明会に出てよかった。生協はどういう関わりになるのか、農家は事業者になるのか県民になるのかという疑問がある。条例の骨子(案)としては、もっと思いが入っているほうが良かったと思う。</p>			